

○宜野湾市固定資産税の減免取扱要綱

平成19年3月30日

告示第8号

改正 平成28年3月31日告示第45号

令和2年3月25日告示第18号

令和4年3月31日告示第62号

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 減免の対象(第3条・第4条)

第3章 減免の基準(第5条～第8条)

第4章 減免率及び減免税額の算出方法等(第9条～第11条)

第5章 減免の申請及び決定の手続き(第12条～第18条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この告示は、地方税法(昭和25年法律第226号)第367条及び宜野湾市税条例(昭和47年宜野湾市条例第65号。以下「条例」という。)第71条の規定に基づく固定資産税の減免の取り扱いに関し、その基準となる事務処理の方法について定め、事務の的確な運用を図るものとする。

(減免の意義)

第2条 減免は、納税義務者の個々の具体的実情に着目し、いったん課税権を行使した税についてその税額の一部又は全部を軽減又は免除するものであり、単に形式的な理由で税の負担を一律かつ無条件に減免するものではない。

第2章 減免の対象

(減免の対象資産)

第3条 減免の対象となる固定資産は、次の各号に掲げる減免の種類に応じて、当該各号に定めるものとする。

(1) 貧困減免(条例第71条第1項第1号に規定するもの) 貧困により生活の

ため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 生活保護法の規定により扶助を受けている者が所有する固定資産

イ アに準ずると認められるものでその他の公的扶助を受けている者が所有する固定資産

(2) 公益減免(条例第71条第1項第2号に規定するもの) 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 集会所の土地又は家屋

イ 遊び場、公園、緑地等の土地

ウ 拝所、共同井戸等の土地又は家屋

(3) 災害減免(条例第71条第1項第3号に規定するもの) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により著しく価値を減じた固定資産

(4) その他減免(条例第71条第1項第4号に規定するもの) 前各号に定めるもののほか、公益上の事由により特に必要があると認められるもので、次のアからケまでに掲げる固定資産

ア 特定非営利活動法人で収益事業を行わないものが所有する償却資産

イ 火災等により損害を受けた家屋及び償却資産

ウ 土砂崩れ等の危険により使用できない固定資産

エ 普通公衆浴場の家屋及び償却資産

オ 相続税法(昭和25年法律第73号)の規定により物納された固定資産

カ 市、県、国等へ無償で譲渡された固定資産又は無償で貸し付けられ公用若しくは公共の用に供している固定資産

キ 公益的活動を行う団体が所有する固定資産で、収益事業を行わない部分に係るもの

ク 公共事業のために買収された固定資産で、賦課期日までに取り壊し又は所有権移転登記ができなかったもの

ケ 土地区画整理事業に伴う減歩抛出予定地

コ その他

(減免の対象者)

第4条 減免の対象となる者は、減免の対象資産に係る固定資産税の納税義務者とする。

第3章 減免の基準

(貧困減免)

第5条 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産とは、次の各号に掲げる固定資産の種類に応じ、当該各号に定める基準に該当するものをいう。

(1) 生活保護法の規定により扶助を受けている者が所有する固定資産 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に規定する保護を受けている者が所有する固定資産で、その認定は保護証明書により行う。

(2) 前号に準ずるものと認められる固定資産 前号に準ずると認められるものでその他の公的扶助を受けている者が所有する次の要件に該当する固定資産

ア 前号に準ずると認められるものとは、その他の公的扶助を受けなければ生活保護法に規定する扶助を受ける程度の困窮状態にある者をいう。

イ その他の公的扶助とは、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、災害救助法等の扶助をいい、その認定は当該事実を証明する書類の添付を受けて行う。

(公益減免)

第6条 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)とは、その資産が不特定多数の使用又は利用のために現に供され、公共の利益の増進が図られていると市長が認めるもので、次の各号に掲げる固定資産の種類に応じて、当該各号に定める基準に該当するものをいう。この場合において、有料で使用するとは、当該資産の貸借が有料(清掃等維持管理に要する経費程度のものを除く。)でなされていることをいい、認定は、使用規則、契約書等の添付を受けて行う。

(1) 集会所の土地及び家屋 宜野湾市自治会の認定に関する規程(昭和60年宜野湾市訓令第5号)別表に掲げる被認定自治会が直接その本来の用務(事務所、集会所等)に使用するほか、地域社会に奉仕している施設及びその敷地をいう。ただし、管理人の居室及び一般の住宅等と同様の使用状態にあるものは、減免の対象としない。

(2) 遊び場、公園、緑地等の土地 地域又は不特定多数の者に開放又は提供された遊び場、公園、緑地その他公益のために供していることが明らかな土地で、樹木、柵その他これに類するもので区画され、管理、使用状況が適正であると市長が認めるものをいう。

(3) 拝所、共同井戸等の土地及び家屋 地域又は不特定多数の者が利用する拝所、共同井戸等で、当該地域の共同体的施設として、その本来の使用に際し制限のないもの

(災害減免)

第7条 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により著しく価値を減じた固定資産の減免は、「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」(平成12年4月1日自治税企第12号自治事務次官通知)の第三・二・(二)により取り扱うものとし、次に掲げる基準によるものとする。

(1) 被災した固定資産の減免は、損害の程度に応じ次の表に掲げる減免対象割合により認定する。

損 害 の 程 度	土地	家屋	減免対象割合
	被害面積が当該土地の面積の10分の8以上である場合	全壊、流出、埋没等により家屋の原形をとどめない、又は復旧不能の場合	10/10
	被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満である場合	主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じた場合	8/10
	被害面積が当該土地の面	屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を	6/10

	積の10分の4以上10分の6未満である場合	受け居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分4以上10分の6未満の価値を減じた場合	
	被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満である場合	下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じた場合	4 / 10

(2) 償却資産については、家屋に対する減免に準じ認定する。

(3) 損害の程度は、土地にあっては一体として利用される部分ごとに、家屋にあっては一棟ごとに、償却資産にあっては同一事業所に所在する資産ごとに認定する。

(その他減免)

第8条 第5条から第7条までに規定するもののほか、特別の事由がある固定資産とは、次の各号に掲げるものの種類に応じて、当該各号に定める基準に該当するものをいう。

(1) 収益事業を行わない特定非営利活動法人が所有する償却資産 特定非営利活動法人で収益事業を行わないものが所有する償却資産

(2) 火災等により損害を受けた家屋及び償却資産 家屋及び償却資産が火災等により滅失又は甚大な被害を受けたものをいい、被災の認定は、災害免除に準ずるものとする。

(3) 土砂崩れ等の危険により使用できない固定資産 土砂崩れ等の危険による避難の勧告又は指示に基づく避難により、3月を超えて使用できない固定資産

(4) 普通公衆浴場の家屋及び償却資産 自治省固定資産税課長通達(平成10年4月1日付け「公衆浴場に係る固定資産税の軽減措置について」)に該当する普通公衆浴場

- (5) 相続税法の規定により物納された固定資産 相続税法の規定により租税に代わり物納された固定資産
- (6) 市、県、国等へ無償譲渡又は無償貸付され、公用又は公共の用に供している固定資産 市、県、国等へ無償で譲渡された固定資産又は無償で貸し付けられ公用若しくは公共の用に供している固定資産。ただし、無償による譲渡の場合は、所有権移転登記が完了したものとし、無償で貸し付けられた場合は、契約が締結され、かつ、事実上の引き渡しが完了したものとす。この場合においては、翌年度の非課税措置が講じられるまでの未到来納期限に係る分について減免するものとする。
- (7) 公益的活動を行う団体が所有する固定資産で、収益事業を行わない部分に係るもの 市内の観光協会、婦人連合会、老人クラブ連合会等、その活動等の公益性を認めて市が補助金等により助成する団体が所有する固定資産で、収益事業に係る部分及び有料で使用させる部分を除く。
- (8) 公共事業のために買収された固定資産で、賦課期日までに取り壊し又は所有権移転登記ができなかったもの 賦課期日までに文書による契約を完了したもので、賦課期日の年の3月末までに、取り壊した家屋(家屋の所有者以外のものが取り付けた当該家屋の建物附属設備で償却資産とされるものを含む。)又は所有権の移転登記を完了した土地及び家屋
- (9) 土地区画整理事業に伴う減歩抛出予定地 土地区画整理による減歩抛出予定地で、当該土地を区画整理事業に提供し仮換地による使用収益が開始していないために土地が使用できなくなっているもの
- (10) その他 第5条から第7条まで及び前各号に準ずるものとして市長が認めるもの

#### 第4章 減免率及び減免税額の算出方法等

(納期限に係る減免処理)

第9条 納期限に係る減免税額の処理は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

- (1) 当該賦課年度に属する減免税額のうち、固定資産税減免申請書(様式第1

号。以下「申請書」という。)の提出があった日(以下「申請日」という。)  
以後の未到来納期限に係るものに適用する。

(2) 申請日以後の未到来納期限に係る減免税額が、すでに納付されている場合は、当該納付された減免税額を還付することにより、減免に替えるものとする。

(3) 納期限は、納税通知書に記載された期日とする。

(減免率)

第10条 減免対象資産の種類による減免の率(以下「減免率」という。)は、次の表に定めるとおりとする。

減免の種類	対象資産	減免率
1 貧困減免	(1) 生活保護法の規定により扶助を受けている者が所有する固定資産	10/10
	(2) その他の公的扶助を受けている者が所有する固定資産	5/10
2 公益減免	(1) 集会所の土地及び家屋	10/10
	(2) 遊び場、公園、緑地等の土地	
	(3) 拝所、共同井戸等の土地及び家屋	
3 災害減免	市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により著しく価値を減じた固定資産	10/10
4 その他減免	(1) 特定非営利活動法人で収益事業を行わないものが所有する償却資産	10/10
	(2) 火災等により損害を受けた家屋及び償却資産	
	(3) 土砂崩れ等の危険により使用できない固定資産	
	(4) 普通公衆浴場の家屋及び償却資産	2/3
	(5) 相続税法の規定により物納された固定資産	10/10

(6) 市、県、国等へ無償で譲渡された固定資産又は無償で貸し付けられ公用若しくは公共の用に供している固定資産	
(7) 公益的活動を行う団体が所有する固定資産で、収益事業を行わない部分に係るもの	
(8) 公共事業のために買収された固定資産で、賦課期日までに取り壊し又は所有権移転登記ができなかったもの	
(9) 土地区画整理事業に伴う減歩拋出予定地	減歩地積を台帳地積で除して得た率
(10) その他	原則として10分の5を超えない範囲とする

(減免税額の確定)

第11条 減免税額は、減免対象資産ごとに算定するものとし、減免対象資産の年税相当額に減免対象割合及び減免率を乗じて算出する(減免税額=減免対象資産の年税相当額×減免対象割合×減免率)。この場合において、用語の意義及び具体的な算出方法については、次の各号によるものとする。

- (1) 減免対象資産の年税相当額とは、土地にあつては減免対象となる一筆ごとの、家屋にあつては減免対象となる一棟ごとの、償却資産にあつては減免対象となる同一事業所内の償却資産ごとの課税標準額の合計額に100分の1.4を乗じて求めた額をいう。
- (2) 減免対象割合とは、土地にあつては、減免の対象となる一筆の地積に対する減免すべき地積の割合、家屋にあつては、減免の対象となる一棟の総床面積に対する減免すべき床面積の割合、償却資産にあつては、減免の対象となる同一事業所に所在する資産に対する減免すべき資産の割合をいう。



(3) 減免率とは、第10条に規定する率をいう。

2 前項の減免税額の算出における端数処理は、別に定める減免税額算出明細票に基づき行うものとする。

## 第5章 減免の申請及び決定の手続き

(減免の申請者)

第12条 減免を申請できる者は、第4条に規定する減免の対象者又は納税管理人とする。ただし、契約又はその他の事情により、真にやむを得ないと市長が認める者に限り、減免の対象者に代わって代理の申請を認めるものとする。

(減免の申請)

第13条 減免を申請しようとする者は、申請書に次に掲げる書類のうち当該減免に関し市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 納税通知書の写し
- (2) 生活保護受給証明書
- (3) 区画整理仮換地決定通知書
- (4) 案内図、公図の写し、家屋平面図、配置図等
- (5) 利用・使用状況説明書、使用規則、契約書等
- (6) 定款、寄附行為、会則、設立認可書等
- (7) 収支計算書、財産目録等
- (8) その他の参考資料

2 市長は、第3条第1号ア、同条第2号、同条第4号ア、同号エ及び同号キに規定する固定資産のうち、前年度において減免決定を行ったもので、現年度において減免事由及び対象資産に変更がないものについては、前項各号の書類を省略することができる。

(減免の審査)

第14条 市長は、申請書の提出があったときは、次に掲げるところにより審査を行うものとする。

- (1) 申請事項に関し速やかに現地調査を行い事実確認する。
- (2) 減免は、第3章に掲げる基準により審査する。

(3) 減免は、申請日の状態において審査する。

(減免の決定)

第15条 市長は、前条の審査結果に基づき、減免の可否を決定するものとする。

2 市長は、減免の可否の決定を行ったときは、固定資産税減免決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(減免事由の消滅)

第16条 固定資産税減免決定通知書を受けた者は、減免事由が消滅したときは、直ちに固定資産税減免事由消滅申告書(様式第3号。以下「消滅申告書」という。)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、減免事由の消滅の日の属する年度の4月から消滅の日の属する月の前の月まで、月割りで減免することができる。この場合において、消滅の日が明らかでないときは、消滅申告のあった日を消滅の日とみなすものとする。

3 市長は、消滅申告書の提出があったときは、その内容を審査し、固定資産税減免取消通知書(様式第4号)により、当該申告者に通知するものとする。

(減免の取消し)

第17条 減免決定者が次のいずれかに該当する場合は、市長は、当該減免の決定を取り消すことができる。

(1) 減免事由が消滅しているにもかかわらず、消滅申告書を提出しないもの

(2) 偽りその他不正な手段により減免を受けたもの

2 市長は、前項の規定により減免の決定を取り消すときは、固定資産税減免取消通知書により通知するものとする。

(関係書類の整理及び保存)

第18条 市長は、次に掲げるところにより関係書類を整理し、及び保存するものとする。

(1) 申請書又は消滅申告書の提出があったときは、その受付年月日及び担当者等の処理経過を明確にするため、固定資産税減免処理簿(様式第5号)に所要事項を記載する。

(2) 申請書及び消滅申告書等は、決議書とともに減免申請書等つづりとして

保管する。

- (3) 固定資産税減免処理簿及び減免申請書等つづりの文書保存年限は、5年とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、宜野湾市税条例の一部を改正する条例(平成19年宜野湾市条例第7号)の公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示は、平成19年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

附 則(平成28年3月31日告示第45号)

(施行期日)

- 1 この告示は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、第1条の規定による改正前の宜野湾市固定資産税の減免取扱要綱、第2条の規定による改正前の宜野湾市ファミリー・サポート・センターひとり親家庭等の利用支援事業実施要領、第3条の規定による改正前の宜野湾市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱、第4条の規定による改正前の宜野湾市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱、第5条の規定による改正前の宜野湾市高等職業訓練促進継続給付金事業実施要綱、第6条の規定による改正前の宜野湾市障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱、第7条の規定による改正前の宜野湾市日常生活用具給付に係る日常生活用具事業者の登録等に関する要綱、第8条の規定による改正前の宜野湾市補装具費の代理受領に係る補装具事業者の登録等に関する要綱、第9条の規定による改正前の宜野湾市障害者等情報・通信支援用具給付事業実施要領、第10条の規定による改正前の宜野湾市障害者等住宅改修費給付事業実施要領、第11条の規定による改正前の宜野湾市多子軽減措置に伴う償還払による障害児通所給付費支給要綱、第12条の規定による改正前の宜野湾市重度身体障害者住宅改造費助成事業実施要綱、第13

条の規定による改正前の宜野湾市国民健康保険被保険者証の返還及び資格証明書交付等に関する要領、第14条の規定による改正前の宜野湾市介護保険給付支給制限実施要綱及び第15条の規定による改正前の宜野湾市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費受領委任払実施要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和2年3月25日告示第18号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第62号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第9条関係)

固定資産税減免申請書

年 月 日

宜野湾市長 殿

申請者(納税義務者)			
住所又は所在地			
氏名又は名称			印
納税通知書番号		電話	

宜野湾市税条例第71条第2項の規定より、次のとおり 年度第 期から第 期の固定資産税の減免を申請します。

該当項目	(1) 貧困減免	(2) 公益減免	(3) 災害減免	(4) その他減免			
該当条項	減免取扱要綱 第3条第 号( )	起 因 日	年 月 日				
該 当 事 由	-----						
減免対象資産	種 類	所 在 地	家屋番号	地目又は種類	地積又は床面積	価格	備考
	土・家・償						
	土・家・償						
	土・家・償						
	土・家・償						
	土・家・償						

備考欄は、家屋にあつては「構造」を、償却資産にあつては「数量」を記入してください。  
添付書類：①納税通知書の写し ②生活保護受給証明書 ③区画整理仮換地決定通知書  
④案内図、公図の写し、家屋平面図、配置図 ⑤利用・使用状況説明書、使用規則、契約書  
⑥定款、寄附行為、会則、設立認可書 ⑦収支計算書、財産目録 ⑧その他( )

調査の結果、次のとおり減免(する・しない)ことを決定してよろしいか。

年度	当初税額(円)	更正税額(円)	減免税額(円)
年度			

調査事項	-----	決 裁	年 月 日	
	-----	課 長	係 長	係 員
	-----			
	-----	電 算 入 力 日	年 月 日	

様式第2号(第15条関係)

固定資産税減免決定通知書

第 号  
年 月 日

様

宜野湾市長

年 月 日付けで申請のありました下記資産に係る固定資産税の減免申請について、宜野湾市税条例第71条第1項第 号の規定に基づき決定したので通知します。

記

1 減免税額

年度	減免前の税額	減免後の税額	減免税額	納税通知書番号
年度	円	円	円	

2 減免の可否の内訳

種類	所在地	家屋番号	地目又は種類	地積又は床面積	価格	減免の可否
土・家・償						
土・家・償						
土・家・償						
土・家・償						
土・家・償						

3 不承認の理由

-----
-----
-----
-----
-----
-----

※ この固定資産税減免決定通知書に記載された事項に不服がある場合の審査請求及び処分取消しの訴えについては、裏面の教示事項をお読みください。

(裏面)

不服申立て及び取消訴訟について

- 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、宜野湾市長に対して審査請求をすることができます。なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後に限り、当該審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、宜野湾市を被告(訴訟においては宜野湾市長が被告の代表者となります。)として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、当該審査請求に対する裁決を経ることなく、処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - ① 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第3号(第16条関係)

固定資産税減免事由消滅申告書

年 月 日

宜野湾市長様

申請者(納税義務者)	
住所又は所在地	
氏名又は名称	印
電 話	

年 月 日付け 第 号で決定を受けた下記資産について減免事由が消滅したので申告します。

記

1 決定を受けた減免税額

年 度	減免前の税額	減免後の税額	減免税額	納税通知書番号
年度	円	円	円	

2 減免事由消滅資産の内訳

種 類	所 在 地	家屋番号	地目又は種類	地積又は床面積	価 格	事由消滅日
土・家・償						
土・家・償						
土・家・償						
土・家・償						
土・家・償						

3 減免事由の消滅理由

-----
-----
-----
-----



様式第4号(第16条関係)

固定資産税減免取消通知書

第 号  
年 月 日

様

宜野湾市長

年 月 日付け 第 号で決定した資産について、下記のとおり減免を取り消したので通知します。

記

1 減免取消税額

年 度	減免した額(円)	減免取消税額(円)	納税通書番号
年度			

2 減免取消資産の内訳

種 類	所 在 地	家屋番号	地目又は種類	地積又は床面積	価 格	取消日
土・家・償						
土・家・償						
土・家・償						
土・家・償						
土・家・償						

3 減免取消の理由

----- ----- ----- ----- -----
---

※ この固定資産税減免決定通知書に記載された事項に不服がある場合の審査請求及び処分取消しの訴えについては、裏面の教示事項をお読みください。

(裏面)

不服申立て及び取消訴訟について

- 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、宜野湾市長に対して審査請求をすることができます。なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後に限り、当該審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、宜野湾市を被告(訴訟においては宜野湾市長が被告の代表者となります。)として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、当該審査請求に対する裁決を経ることなく、処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - ① 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。



様式第 1 号(第 9 条関係)

様式第 2 号(第15条関係)

様式第 3 号(第16条関係)

様式第 4 号(第16条関係)

様式第 5 号(第18条関係)